

○高梁市国民健康保険税減免規則

平成22年9月16日

規則第44号

改正 平成23年3月31日規則第26号

平成23年8月29日規則第42号

平成25年4月1日規則第31号

平成27年12月24日規則第42号

平成28年3月24日規則第19号

平成28年3月24日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市国民健康保険税条例（平成16年高梁市条例第48号。以下「条例」という。）第23条第1項第1号に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保険税の減免)

第2条 保険税の減免は、税負担の公平の原則により、徴収猶予及び納期限の延長等によっても納付が困難であり、保険税の納税義務者又は同居の扶養親族がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することができない場合に限り、次の各号に掲げる理由に該当する場合について別表の範囲内で減免を行うものとする。ただし、第1号から第3号までは当該事由の発生した日の属する月以降の所得割額について行い、条例第21条の2に規定する課税の特例は行わないものとする。

- (1) 災害等により納税義務者（被保険者を含む。）の所有する住宅又は家財に損害があり生活が著しく困難と認められる場合
- (2) 冷害、凍霜害、干害等により納税義務者（被保険者を含む。）の農作物に損失があり生活が著しく困難と認められる場合
- (3) 納税義務者（被保険者を含む。）が疾病、失業若しくはその事業の休廃止等のために当該年の収入が著しく減少したため、生活が著しく困難と認められる場合
- (4) 貧困により生活のための公の扶助を受けることとなった納税義務者が、当該年度内に納付能力が回復する見込みがないと認められる場合
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条に該当する被保険者となった場合

2 前項の規定により算定された減免後の保険税に100円未満の端数が生じる場合は、これ

を切り捨てるものとする。

(減免後の期別の保険税額)

第3条 減免後の期別の保険税額は、申請日以後に到来する納期の保険税額の合計額から減免額を差し引いて得た額を申請日以後に到来する納期の数で除して得た額とし、この場合において、各期の保険税額に100円未満の端数があるときは、最初に到来する納期の保険税額に合算する。

(減免適用除外)

第4条 次の各号の一に該当すると認められる納税義務者については、前2条の規定は適用しない。

- (1) 生活困窮状態が近い将来回復する見込みがある者
- (2) 過去における蓄財や仕送り等で当面の生活に支障がない者
- (3) 減免をすることにより他との不均衡を生ずる者

(適用の調整)

第5条 同一世帯において、減免理由が二以上の規定に該当するものについては、減免割合の大きいいずれか一の規定を適用する。

(減免申請等)

第6条 保険税の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、普通徴収の方法により保険税を徴収されている者については当該納期限の7日前までに、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）、世帯構成員等調査表（様式第2号）、収入等に関する調査表（様式第3号）、資産等に関する調査表（様式第4号）及び同意書（様式第5号）に別表に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の7日までに提出するものとする。

(調査等)

第7条 この規則に基づく減免は、次に掲げるところにより担税能力の実態調査を行い、資産の有無、家屋の状況等、具体的な事実について実状を調査し、十分検討した上、現実に即した措置を講ずるものとする。ただし、減免対象税額のうち、既に納付されている税額については、減免できないものとする。

- (1) 事業専従者を有している事業主の合計所得金額は事業専従者の合計所得金額を合算する。
- (2) 納税義務者（擬制世帯主を含む。）の合計所得と被保険者の合計所得金額を合算す

る。

(3) 無申告世帯等については、申請書を受理した際に所得申告を求める。

(4) 所得申告のない者の減免については、認めないものとする。

(減免の通知)

第8条 市長は、第6条の申請を受けたときは、内容を審査し、その結果を国民健康保険税減免承認・不承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(減免の取消)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(減免判定委員会)

第10条 市長は、国民健康保険税の減免の承認又は不承認を決定するため、国民健康保険税減免判定委員会（以下「判定委員会」という。）を設置し、必要に応じ、その意見を求めることができる。

2 判定委員会の委員は、副市長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、税務課長、市民課長及び医療連携課長をもって充て、副市長を委員長とする。

3 判定委員会の庶務は、医療連携課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか保険税の減免に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年度分の国民健康保険税から適用する。

(東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた世帯に対する例外措置)

2 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、これに伴う原子力発電所の事故による災害及び平成23年3月12日に発生した長野県北部地震により被害を受けた世帯の納税義務者に対する減免については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に定める。

附 則（平成23年3月31日規則第26号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成25年4月1日規則第31号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第42号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（高梁市国民健康保険税減免規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の高梁市国民健康保険税減免規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月24日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の高梁市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則、第3条の規定による改正前の高梁市平川郷地区陥没被害復旧支援資金貸付規則、第4条の規定による改正前の高梁市備中町山添地区宅地分譲規則、第5条の規定による改正前の高梁市国民健康保険税減免規則、第6条の規定による改正前の高梁市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の高梁市助産施設及び母子生活支援施設入所に関する規則、第8条の規定による改正前の高梁市ひとり親家庭等医療費給付に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の高梁市児童福祉法に基づく支援費の支給に関する規則、第10条の規定による改正前の老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則、第11条の規定による改正前の高梁市老人医療事務取扱細則、第12条の規定による改正前の高梁市身体障害者福祉法施行規則、第13条の規定による改正前の高梁市身体障害者福祉法に基づく支援費の支給に関する規則、第14条の規定による改正前の身体障害者福祉法第38条の規定による費用徴収規則、第15条の規定による改正前の高梁市中心身障害者医療費給付条例施行規則、第16条の規定による改正前の高梁市知的障害者福祉法に基づく支援費の支給に関する規則、第18条の規定に

よる改正前の高梁市林道管理条例施行規則、第19条の規定による改正前の高梁市下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則、第20条の規定による改正前の高梁市下水道事業分担金徴収条例施行規則、第21条の規定による改正前の高梁市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則及び第22条の規定による改正前の高梁市火災予防条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月24日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 第2条第1項第1号関係

前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、災害等により住宅又は家財の損害金額（保険金等により補填されたものを除く。）がその価格等の3割以上であるとき。

前年中の合計所得金額	減免割合		添付書類
	損害割合30%以上50%未満	損害割合50%以上	
500万円以下	50%	100%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> <li>・盗難受理証明書</li> <li>・災害を受けた資産の評価証明書</li> <li>・補填される金額の明細書</li> <li>・資産等に関する調査表</li> <li>・その他必要とする書類</li> </ul>
500万円超	25%	50%	
750万円以下			
750万円を超えるとき	12.5%	25%	

2 第2条第1項第2号関係

前年中の所得金額の合計額が1,000万円以下（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）で、納税義務者等の収穫すべき農作物について生じた減収率（収穫すべき農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価額に対する割合をいう。）が3割以上であるとき、農業所得に係る所得割額（所得割額を前年中の所得に占める農業所得の割合によりあん分した額とする。）について減免する。

前年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	100%
300万円超	80%

400万円以下	
400万円超	60%
550万円以下	
550万円超	40%
750万円以下	
750万円を超えるとき	20%

### 3 第2条第1項第3号関係

前年中の合計所得金額が600万円以下で、本年の所得金額（見込みを含む。）が前年より5割以上減少したとき。ただし、前年中の総所得金額が300万円を超える場合は、前年より7割以上減少したときとする。

前年中の合計所得金額	減免割合				添付書類
	減少割合 50%以上 60%未満	減少割合 60%以上 70%未満	減少割合 70%以上 80%未満	減少割合 80%以上	
100万円以下	70%	80%	90%	100%	・解雇通知書
100万円超 200万円以下	60%	70%	80%	90%	
200万円超 300万円以下	50%	60%	70%	80%	・雇用保険受給資格者証明書 ・税務署提出の廃業届 ・失業期間の把握できる書類等
300万円超 450万円以下	—	—	50%	80%	
450万円超 600万円以下	—	—	30%	60%	・医師の診断書 ・医療費の領収書 ・入院期間等が把握できる書類等 ・確定申告書等の写し ・源泉徴収票 ・給与支払証明書等 ・収入等に関する調査表 ・資産等に関する調査表

### 4 第2条第1項第4号関係

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなったとき。

対象者	減免割合	対象保険税	備考
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者	10割	当該事由の存続する期間中に到来する納期において納付する当該年度の保険税額について適用する。	

5 第2条第1項第5号関係

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条に該当する被保険者となったとき、該当被保険者が給付制限を受ける期間に係る保険税に相当する額を月割りで減免する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

高梁市長 様

申請者 住所  
(納税義務者) 氏名   
電話

国民健康保険税減免申請書

年度の国民健康保険税について、下記の理由により減免を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

記

個人番号		減免を受けようとする理由 (減免を受けようとする事由等を具体的に記入して下さい)
年 度		
納税通知書番号		
期 別	税 額	
1	円	
2	円	
3	円	
4	円	
5	円	
6	円	
7	円	
8	円	
合 計	円	

※この減免申請書及び減免を受けようとする理由を証明する書類は、納期限前7日までに提出して下さい。

本人確認欄			
番号 確認		身 元 確認	

受付番号	受 付 印

様式第2号(第6条関係)

世帯構成員等調査表

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

私の世帯構成等は、次のとおりです。

	氏 名	年齢	続柄	職 業 ・ 勤 務 先 等	
	同居している家族			本人	
同居していない家族				住 所 (居 所)	
				職 業 ・ 勤 務 先 等	
				住 所 (居 所)	
				職 業 ・ 勤 務 先 等	
				住 所 (居 所)	
				職 業 ・ 勤 務 先 等	
世帯の状況	※ 今年度において該当する項目の番号に○を付けてください。 1 市・県民税の減免を受けている。 2 固定資産税の減免を受けている。 3 公私の扶助を受けている。 〔 扶助を受けている先と内容 〕 4 別世帯の親族から仕送り等の援助を受けている。 〔 援助を受けている先と内容 〕				

様式第3号(第6条関係)

収入等に関する調査表

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

私の世帯の総収入等は、次のとおりです。

1 働いて得た収入

氏 名	勤務先 仕事の内容等	区分	当別分 (見込額)	前3箇月分		
				月分	月分	月分
		収 入				
		経 費①				
		就 労 日 数				
		収 入				
		経 費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		経 費③				
		就 労 日 数				
必 要 経 費 (前月分)の 主 な 内 容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	区分	内 容	収入額	
			月額	年額
	国民年金		円	円
	厚生年金		円	円
	恩 給		円	円
	こども手当		円	円
	児童扶養手当		円	円
	特別児童扶養手当		円	円
	雇用保険		円	円
	傷病手当		円	円
	その他( )		円	円

3 仕送りによる収入(前3箇月間の合計を記入してください。)

有・無	区 分	内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
	現物による収入等	米、野菜、魚介、その他( ) ※貰った物を○で囲んでください	

4 その他の収入(前3箇月間の合計を記入してください。)

	区 分	内 容	収 入
有・無	生命保険等の給付金		円
	財産収入(土地・家屋の賃貸料)		円
	その他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1から4に記入したものを除く。)

有・無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要がありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由(就労できない理由等)

7 生活状況に関する事情等

①公租公課	所 得 税	円	国民健康保険税	円
	市・県民税	円	介護保険料	円
	固定資産税	円	後期高齢者医療保険料	円
	軽自動車税	円	その他( )	円
②医療費	(氏 名)	(病 院 名)	支 払 額	
③傷病や傷害等による影響			月額	円
④その他特殊な事情等				

〈記入上の注意事項〉

- 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇い、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- 「1 働いて得た収入」に農業収入がある場合は、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- 「1 働いて得た収入」の必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- 証明書等の取れるものや証明できる書類の写し等は、必ず添付して下さい。

様式第4号(第6条関係)

資産等に関する調査表

年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

私の世帯の資産保有状況等は、次のとおりです。

1 住居の状況

区分	延べ面積	所有者氏名	所在地
持家	建物		
	土地		
借家(間)・アパート		家賃(1ヶ月)	円

2 住居以外の不動産

区分	有無	用途	延べ面積	所有者氏名	所在地
所有する土地	宅地	有・無			
	田	有・無			
	畑	有・無			
	山林	有・無			
	原野	有・無			
借地等	有・無				
建物等	有・無				

3 現金、預貯金、有価証券等

現金	有・無	所有者：金額		所有者：金額		
預貯金	有・無	預金先	口座番号	口座氏名	預貯金額	
有価証券	有・無	種類	額面	評価概算		
生命保険	有・無	契約先	被保険者	契約者	保険金	保険料
その他の保険	有・無	契約先	被保険者	契約者	保険金	保険料

4 その他の資産

自動車 自動二輪	有・無	使用・未使用の別	所有者氏名	車種・登録番号	排気量	年式
貴金属	有・無	(品名)				
その他高 価なもの	有・無	(品名)				

5 負債(借金)

	借入者	借入金額	借入理由	借入先
有・無				

〈記入上の注意事項〉

- 1 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については、借地等の場合も記入して下さい。
- 2 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
  - ①同じ種類の資産を複数保有している場合は、その全てを記入して下さい。
  - ②有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
  - ③貴金属は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- 3 書ききれない場合は、別紙に記入して下さい。

様式第5号(第6条関係)

同 意 書

私は国民健康保険税の減免申請にあたり、減免の決定又は減免申請の内容を確認する調査のために必要があるときは、私及び私の世帯員の収入や資産等の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇い主、その他関係人に報告を求めることに同意します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

高梁市長 様

様式第6号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

高梁市長

印

国民健康保険税減免承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった国民健康保険税の減免については、次のとおり承認・不承認と決定したので通知します。

なお、高梁市国民健康保険税減免規則第9条に該当すると認めるときは減免の承認を取り消します。

年度		通知書番号	世帯番号	備 考
期別	税 額(円)	減 免 額(円)	差引納付額(円)	
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
第5期				
第6期				
第7期				
第8期				
合 計				
該 当 条 項				
不承認の理由				

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)